

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の総合事業への移行について

鳥取県長寿社会課
介護サービス事業・施設担当
(電話：0857-26-7175)

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)による介護保険法の改正により、介護予防サービスのうち「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の2サービスが、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)に移行されます。これに伴い、総合事業を開始した市町等において、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護(以下「介護予防訪問介護等」という。)相当のサービスを提供する場合には、原則、各市町等から総合事業による指定事業者の指定を受けている必要があります。

そのため、介護予防訪問介護等の事業者が総合事業のサービス提供を行うためには、下記の対応が必要となりますので、ご注意ください。

総合事業の開始時期は各市町等で異なりますが、平成29年4月1日からまでに県内全ての市町等で実施することとなっています。(総合事業の開始時期については、各市町等にご確認ください。)

記

1. 総合事業による指定事業者の指定について

平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護等の指定を受けた事業所は、総合事業の指定を受けたものとみなす経過措置(以下「みなし指定」という。)が設けられています。

介護予防訪問介護等の指定を受けた時期	総合事業のみなし指定の有無	備考
平成27年3月31日以前の指定	○(みなし指定)	みなし指定の指定有効期間は平成30年3月末日まで(みなし指定から6年間ではありません。)
平成27年4月1日以降の指定	×(みなし指定なし)	総合事業の指定を受けるには、新たに各市町等へ指定申請を行うことが必要

平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護等の指定を受けた事業所の手続き

特に手続きをしなくても平成30年3月31日までは総合事業のサービスを提供することができます。
(みなし指定の指定有効期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日です。)

平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護等の指定を受けた事業所の手続き

平成27年4月1日以降に、介護予防訪問介護等の指定を受けた事業所は、「みなし指定」の対象となりません。

そのため、総合事業を開始した市町等において、要支援者等に対して訪問型サービス(第1号訪問事業)及び通所型サービス(第1号通所事業)のサービス提供を行う場合には、新たに総合事業の指定事業者の指定を受ける必要があります。

なお、事業所所在の市町村(A市)とは別の市町村(B市)の被保険者が利用している場合は、A市とB市の両市への指定申請が必要となります。

総合事業の指定申請の手続き等については、各市町等にお問い合わせください。

2. 平成30年4月1日以降の総合事業のサービス提供について

平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護等の指定を受けた事業所の手続き

総合事業のみなし指定を受けた事業所は、平成30年4月1日以降も総合事業のサービス提供を行う場合、平成30年3月末日までに市町等へ総合事業の指定更新申請を行う必要があります。

指定更新申請書類の様式、提出締切等の手続きの詳細については、時期が近づきましたら、各市町等へご確認ください。

平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護等の指定を受けた事業所の手続き

平成27年4月1日以降に総合事業の指定を受けた事業所については、当該指定の指定有効期間が満了する日までに市町等へ指定更新申請を行う必要があります。

3. 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定更新について

介護予防訪問介護等の指定有効期限が平成30年3月30日までのときは、介護予防訪問介護等の指定更新申請が必要です。

なお、平成30年度以降は、総合事業の訪問型サービス（第一号訪問事業）及び通所型サービス（第一号通所事業）のみとなり、介護予防訪問介護、介護予防通所介護サービスは平成30年3月末日をもって廃止となります。

4. 平成27年4月1日以降に介護予防通所介護事業所又は介護予防訪問介護事業所の休止・廃止を行う場合

総合事業のみなし指定を受けた事業者が、平成27年4月1日以降に介護予防通所介護事業所又は介護予防訪問介護事業所の廃止又は休止を行う場合には、県に対する廃止（休止）の届出と併せて、所在市町等に対して「総合事業のみなし指定」事業所に係る廃止（休止）の届出が必要になります。

別紙のとおり参考様式を示しますが、届出先市町等において指定様式がある場合は、そちらの様式で届出を行ってください。

県に廃止（休止）を届け出るサービス種類	市町等に廃止（休止）の届出が必要な総合事業のサービス
介護予防訪問介護	介護保険法第115条の45第1項第1号イの第1号訪問介護
介護予防通所介護	介護保険法第115条の45第1項第1号ロの第1号通所介護

5. 参考

- 介護保険最新情報 vol.382 「介護予防・日常生活支援総合事業及び地域密着型通所介護に係る経過措置について」
【県長寿社会課HP】 <http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/957871/kaigohokeninfo382new.pdf>
- 介護予防・日常生活支援総合事業について
【厚生労働省HP】 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>